

盛岡市屋外広告物条例及び盛岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正の概要

1 屋外広告物制度の概要

屋外広告物法は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置及びこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的としています。

屋外広告物条例では、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業に関し必要な事項を定めています。

屋外広告物条例施行規則では、屋外広告物条例の実施に関し必要な事項を定めています。

盛岡市では、これらの法令に基づき、屋外広告物に対する規制や、屋外広告業の適正化のため指導等を行っています。

2 改正の趣旨

近年、適切に維持管理が行われないことによる老朽化等を原因とした屋外広告物の倒壊・落下による被害事案が発生しており、屋外広告物の安全性の確保が全国的な課題となっています。

このような状況を受け、国では安全確保を目的とした屋外広告物条例ガイドラインの改正や安全点検に関する指針の策定を行っています。

盛岡市も、条例及び規則の改正を行い、より一層の安全対策を図ろうとするものです。

3 主な改正内容

(1) 管理義務について

近年の自然災害の甚大化、屋外広告物の破損・落下事案等から管理の確実な実施が重要であることを踏まえ、屋外広告物を表示する者等（※１）は、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の劣化及び損傷の状況を確認し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に維持しなければならないことを明記します。

※１ 「屋外広告物を表示する者等」とは、次の者を指します。

- ① 広告物等を表示する者（表示者）
- ② 広告物等を設置する者（設置者）
- ③ 広告物等を管理する者（管理者）
- ④ 広告物等を所有する者（所有者）
- ⑤ 広告物等を占有する者（占有者）

(2) 点検について

全ての広告物等の所有者又は占有者に対して、安全点検の実施を義務付けます。また、許可を受けて表示し又は設置する広告物等については、新規許可申請時又は許可期間更新申請時に点検結果の提出を義務付けます。

安全点検の概要は、以下のとおりです。

①点検を行う義務を負う者

広告物等の所有者又は占有者（点検を他者に委託することは可能）

②市長への点検結果の提出が必要な広告物等

新規許可申請又は許可期間更新申請の対象となる全ての広告物等（※２）

③市長への提出時期

新規許可申請時又は許可期間更新申請時

④点検箇所及び点検項目

広告物等の本体、支持部、取付部等の劣化及び損傷の状況等（別表１）

⑤添付資料

許可期間更新申請前１月以内に撮影した全景カラー写真、資格者証（点検者が資格を有する者等である場合）、その他市長が必要と認める書類

なお、広告物等の分類別の管理義務及び点検義務の内容については、別表２に例示します。

※２「対象となる全ての広告物等」のうち、一定規模を超えるものについては、建築士などの資格を有する者等が点検しなければならないこととします。（別表３）

4 施行期日

令和３年４月１日

5 経過措置

(1) 資格を有する者が点検する広告物等の取扱いについて

令和６年３月３１日までの間は、資格を有する者による点検を要する広告物等に該当する場合であっても、従前のとおり広告物等を管理する者による点検が可能です。

別表 1 点検箇所及び点検項目

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜，ぐらつき
	2 基礎のクラック，支柱と根巻きとの隙間，支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生，塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食，変形，隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト，ナット，ビス）のゆるみ，欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食，変形
	2 溶接部の劣化，コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板面	1 表示面板・切り文字等の腐食，破損，変形，ビス等の欠落
	2 側板，表示面板押さえの腐食，破損，ねじれ，変形，欠損
	3 広告板底部の腐食，水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯，不発光
	2 照明装置の取付部の破損，変形，さび，漏水
	3 周辺機器の劣化，破損
その他	1 付属部材（装飾，振れ止め棒，その他付属品）の腐食，破損
	2 避雷針の腐食，損傷
	3 その他点検した事項（ ）

別表 2 屋外広告物等の分類別の管理義務及び点検義務の内容

広告物等の分類	管理義務の 要否	管理者設置 の要否	有資格の管 理者設置の 要否	点検義務の 要否	点検結果提 出の要否	有資格者に よる点検の 要否
許可不要で設置可能な 広告物等	○	×	×	○	×	×
許可対象の広告物等 （高さ 4 m 以下又は表 示面積 10㎡以下）	○	○	×	○	○	×
許可対象の広告物等 （高さ 4 m 超，かつ， 表示面積 10 m ² 超）	○	○	○ ※自家用広告物 を除く	○	○	○

○…必要

×…不要

別表 3 資格を有する者が点検するもの

対象となる広告物等	点検者に求められる資格等
高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるもの	・ 建築士 ・ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科に係るもの） ・ 屋外広告士 ・ 屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者
その他	・ 資格要件なし